

亘理町観光ガイドブック「伊達なわたり旅～まるごとコレクション」及び 亘理町観光情報サイト「ぶらっとわたり」掲載店募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、平成30年度版亘理町観光ガイドブック「伊達なわたり旅～まるごとコレクション」(以下、ガイドブック)及び亘理町観光情報サイト「ぶらっとわたり」(以下、WEBサイト)に掲載する店舗等の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(ガイドブックの概要)

第2条 ガイドブックは、オールカラーで40,000部(予定)作成し、亘理町の観光情報、店舗情報等に掲載する。

- 2 店舗情報は、1枠(縦3.6×横8.0)の定型レイアウトとし、店舗紹介文、画像等とする。
- 3 ガイドブックは、平成30年度において町内各公共施設及び掲載店、並びに各イベント開催時などで来場者へ配布する。

(WEBサイトの概要)

第2条 WEBサイトは、亘理町の観光情報、店舗情報等を日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、タイ語で掲載する。

- 2 店舗情報は、1店舗1頁の定型レイアウトとし、店舗紹介文、画像等とする。

(掲載店)

第3条 ガイドブック及びWEBサイトに掲載する店舗等は、町内の飲食店、小売店、宿泊施設、観光施設のうち、次の各号のいずれにも該当しない店舗等とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に該当するもの
 - (2) 社会問題を起こしている業種、事業者等
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与すると認められるもの
- 2 掲載期間中において、前項の規定に該当するに至った場合は、掲載を取り消すものとし、掲載料は返還しない。

(掲載の申込)

第4条 ガイドブックまたはWEBサイトへ掲載を希望する店舗等は、町長が定める期日までに所定の掲載申込書を町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申し込みを受けたときは、前条に規定する要件に該当するかどうかを調査し、要件に該当しないときは、その旨を通知するものとする。

(掲載料)

第5条 掲載料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ガイドブック掲載料は、1枠当たり4,000円(税込)とする。
- (2) WEBサイト掲載料は、1頁当たり3,000円(税込)とする。
- (3) ガイドブック掲載店は、WEBサイトへの掲載を無償とする。

(掲載料の納付)

第6条 掲載店舗は、町長の指定する期日までに、掲載料を納付しなければならない。

(ガイドブック配布期間)

第7条 ガイドブックの配布期間は、平成30年4月から平成31年3月までとする。

(WEBサイト掲載期間)

第8条 WEBサイトへの掲載期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(掲載内容)

第9条 店舗紹介文は、「東北一うまい」「亙理で一番」など誤解を招くような表現はしてはならない。

- 2 文書の内容は、事務局が確認し、校正する。
- 3 ガイドブック発行後の掲載内容の修正は行わない。
- 4 WEBサイト掲載内容の修正は、日本語のみ無償で行う。

(免責事項)

第10条 亙理町が次の各号に定める理由でWEBサイトの運営を一時停止した場合は、その掲載料を返還しないものとする。

- (1) 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力が発生した場合
- (2) サーバ・インターネット回線等システム上の不具合
- (3) 機器等の緊急メンテナンスを行う場合

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。